

協会けんぽ みやざき



交通事故等によりケガをしたときは

お忘れなく!

「第三者行為による傷病届」等をご提出ください

交通事故等「第三者による行為」が原因でケガをした場合は、「第三者行為による傷病届」等を提出をすることで健康保険証を使用して診療を受けることができます。



《(注) 工作中的ケガや通勤途中の事故等は、健康保険は使用できません》

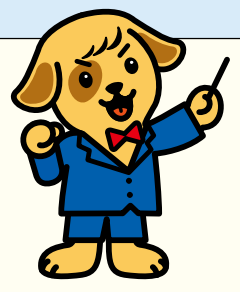
- 交通事故(他人との接触事故など)
- 暴力行為 ● 他人の飼い犬にかまれたときなど「第三者による行為」でケガをした場合



健康保険証を使用して医療機関等で診療を受けたときは、
「第三者行為による傷病届」等を協会けんぽへ提出します

必要な書類 (提出:[○]…必要 [○]…場合により必要)

書類	提出	状況等	備考
① 第三者行為による傷病届	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故 ・ 暴力行為 ・ 他人のペットによる咬傷 	基本的には被保険者様ご自身にて「交通事故証明書」を参考のうえ記入してください。ただし、負傷された方、または相手方が自動車保険の「任意保険」に加入している場合、損害保険会社で提出書類の記載等についてサポートしていただけることがあります。詳しくは損害保険会社にお問合せください。
② 事故発生状況報告書	◎		事故の状況や過失割合を判断する上で、重要な書類となりますので、できる限り詳しく記入してください。
③ 同意書	◎		協会けんぽが相手方の損害保険会社等へ損害賠償請求をする際、医療費の内訳(診療報酬明細書の写等)を添付します。相手方へ個人情報を提供することになるため、ご本人の同意が必要となります。
④ 交通事故証明書	◎		自動車安全運転センターにて交付を受けてください。
⑤ 人身事故証明書入手不能理由書	○	・ 交通事故	下記のいずれかに該当する場合は提出が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ④「交通事故証明書」が「物件事故」扱い ・ ④「交通事故証明書」に「負傷された方の名前」が記載されていない ・ 警察署へ事故の届出をしていない



負傷した状況次第で、提出書類が一部変わります。判断に迷ったときは協会けんぽまでご連絡ください!

詳しくはこちら➡

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/sb3260/r143/>

